浄化槽清掃業の許可申請について

川島町内で浄化槽清掃業を営む場合は、町長の許可が必要です。また、許可の有効期限満了後引き続き浄化槽清掃業を営む場合も、あらためて許可が必要となります。

 許可申請必要書類

 ★・・・法定添付書類

1 浄化槽清掃業許可申請書

★ 2 申請者が法人である場合には、定款又は寄付行為及び登記簿謄本(履歴事項全部証明書)

★ 3 申請者が個人である場合には、その住民票の写し

★ 4 欠格条項に該当しない者である旨の申出書 (申請者が浄化槽法第36条第2号イからニまで及びヘからチまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類)

5 役員名簿　(申請者が法人である場合には、役員の氏名、住所、本籍、生年月日及び役職を記載)

6 事業計画書 (事業計画の概要を記載した書類)

7 営業所案内図及び営業所見取図(写真)並びに申請者が当該営業所の所有権(所有権を有しない場合には、当該営業所を使用する権原)を有することを証する書類

8 浄化槽清掃に必要な器具の明細書 (環境省関係浄化槽法施行規則第11条第1号から第3号までに規定する器具の内訳)

9 従業員名簿 (従業員の氏名、住所、生年月日、職名及び経験を記載)

10 納税証明書 (申請者が個人である場合には市町村民税の、法人である場合には法人市町村民税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 (直近２年分)

★11 その他町長が必要と認める書類及び図面

保有車両一覧表、運搬車両の写真、車検証の写し、任意保険証の写し